

令和 7 年度税制改正に伴う変更点

項目		旧制度（～R7.3.31）	新制度（R7.4.1～）
特例率・期間		賃上げ表明無し：3年間、課税標準を1/2に軽減	賃上げ表明無し：固定資産税の特例措置無し
		1.5%以上の賃上げ表明有り： ①令和6年3月31日までに取得した設備 5年間、課税標準を1/3に軽減 ②令和6年4月～令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、課税標準を1/3に軽減	1.5%以上の賃上げ表明有り： 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ表明有り： 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備
設備の要件		投資利益率が年率5%以上の投資計画に 記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益+減価償却費）の増加}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額	同左
対象設備・ 金額要件等	機械装置	1台160万円以上	同左
	工具	1台30万円以上	同左
	器具備品	1台30万円以上	同左
	建物附属設備	1台60万円以上	同左
適用期限		令和7年3月31日までに取得した資産	令和7年4月1日以降、令和9年3月31日までに取得した資産

賃上げに関する要件

賃上げの表明	増加率	減免期間	特例率
無し	—	無し	無し
有り	1.5%以上	3 年間	1/2
	3 %以上	5 年間	1/4

※雇用者給与等支給額の増加率が **1.5%以上、又は3 %以上**となる賃上げ表明が必要

【A】－【B】

【B】

【A】計画認定の申請日の属する事業年度※又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額